



平成 29 年 9 月 19 日
内閣府（防災担当）

平成29年台風第18号に係る災害救助法の適用について 【第1報】

1. 災害の概要

平成 29 年台風第 18 号により、住家に多数の被害が生じたため、大分県は 2 市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【大分県】 佐伯市 (さいきし)	9 月 17 日						275	448	2	災害救助法 施行令 第 1 条 第 1 項 第 1 号適用
津久見市 (つくみし)					1		382			

(注) 上記の被害状況の数値は、平成 29 年 9 月 19 日（火）9 時現在の県からの報告による。
(同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
園部、堀田

TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）